

(3) 道路に係る安全施設の維持修繕

- (4) ごみ集積所の清掃及び維持修繕
 - (5) 防火水槽及び消火栓の維持修繕
 - (6) 水路管理道路の除草及び維持修繕
 - (7) 公園の除草及び遊具、植栽等の維持修繕
 - (8) その他公共施設等の利用に支障となるものの管理
- 2 道路の維持管理においては、第三者の通行を妨げないこと。
- 3 安全管理上必要な場合等を除き、公共施設等の利用及び通行を妨げる塀、植栽等の障害物は設置しないこと。
- (協議事項)

第8 本協定に定める事項の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に定めのない事項については、長野市及び管理義務者が誠意をもって協議し処理するものとする。

長野市及び管理義務者は本書を3部作成し、それぞれ記名押印の上、その1部を保有する。

令和 年 月 日

管理協定書番号 建指第 号

長野市 住 所 長野市大字鶴賀緑町1613番地

氏 名 長野市長 荻 原 健 司 印

管理義務者

事業者等 住 所

会社名

氏 名

印

住民組織等 住 所

(自治会等) 役職名

氏 名

印

別表（第3関係）

事業者等又は地域住民（自治会等）が管理義務者となる公共施設等

公共施設等の名称	幅員(m)	延長(m)	面積(m)	個数	管理義務者	摘要

※地域住民（自治会等）が管理義務者となる場合は、区長の同意書を添付すること。